

# 安城市地域生活支援事業所電気料等高騰対策補助金（燃油分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、電気料の高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している地域生活支援事業所に対し、予算の範囲内で交付する安城市地域生活支援事業所電気料等高騰対策補助金のうち燃油料に係るもの（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかの要綱に基づく事業の委託を受けている者であって、当該事業を実施する事業所を市内に有するものとする。

- （1）安城市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）
- （2）安城市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）
- （3）安城市訪問入浴事業実施要綱（平成18年10月1日施行）
- （4）安城市地域生活支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日施行）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）前条の要綱に基づく事業を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間休止（感染症対策としての一時的な閉鎖を除く。）をすることなく実施すること。
- （2）令和5年3月1日時点において、前条の事業を実施する市内の事業所の利用者の輸送若しくは送迎又は当該事業所の職員等による当該利用者の居宅の訪問の用に供する自動車を所有し、又はリース契約に基づき使用していること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条第2号の自動車（令和4年度中に令和4年度愛知県社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年6月28日施行）に基づく支援金又はこれに類する助成金の交付の決定に係るものを除く。）1台につき、3万5,000円とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条の事業を実施する市内の事業所ごとに、安城市地域生活支援事業所電気料等高騰対策補助金（燃油分）交付申請書兼実績報告書（別記様式）に自動車検査証の写し等第3条第2号の自動車を所有し、又はリース契約に基づき使用していることを証する書類を添えて、令和5年3月31日に市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第6条 市長は、安城市補助金等の予算執行に関する規則第10条第2項の規定により補助金の返還を命じる場合は、既に交付した補助金の全額の返還を命じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。